

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項及びさいたま市区選挙管理委員会規程第5条の規定により、次の者を委員長職務代理者に指定したので、同規程第8条の規定により告示する。

令和8年9月1日

さいたま市中央区選挙管理委員会
委員長 池田 一江

・委員長が指定した委員長の職務を代理すべき委員

住 所	氏 名
さいたま市中央区桜丘2丁目4番32号	佐々木 豊

告示期間の期限 令和8年9月15日まで